

居宅介護（予防）福祉用具購入費の支給について

居宅要介護（予防）被保険者が、入浴又は排せつなどに用いる福祉用具及びスロープ、歩行器、歩行補助つえ（特定福祉用具）を購入したときは、当該居宅介護（予防）被保険者に対し、居宅介護（予防）福祉用具購入費を支給します。

ただし、都道府県の指定を受けた福祉用具販売事業者から購入しなければ、介護保険の給付対象とはなりませんのでご注意ください。

1 対象者

要支援1・2又は要介護1～5と認定された方

2 給付方法（利用者の負担割合が1割の場合）

（1）償還払の場合

利用者が対象購入費の全額を立て替え払いし、後日、支給限度基準額内で対象購入費の9割を本人又はご家族の方の口座に振り込みます。

（2）受領委任払の場合

利用者が対象購入費の1割分を受領委任払登録事業者に支払い、後日、支給限度基準額内で対象購入費の9割を受領委任払登録事業者の登録口座に振り込みます。

3 支給対象となる特定福祉用具の種目（詳しくは別紙をご覧ください。）

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 腰掛便座 | 6 排泄予測支援機器 |
| 2 自動排泄処理装置の交換可能部品 | 7 スロープ※ |
| 3 入浴補助用具 | 8 歩行器（歩行車を除く）※ |
| 4 簡易浴槽 | 9 歩行補助つえ（松葉づえを除く）※ |
| 5 移動用リフトのつり具の部分 | |

※7～9については貸与と販売の選択制となります。介護支援専門員や福祉用具専門相談員に必要な情報提供及び説明を受けたうえで選択してください。

4 支給限度基準額

要支援、要介護状態区分にかかわらず10万円となります。

支給限度管理期間は、毎年4月1日からの1年間。その年の支給限度額管理期間内は、同じ種目の福祉用具の購入費の支給は1回までです。

ただし、購入した福祉用具が破損した場合、当該被保険者の介護を必要とする程度が著しく高くなった場合、その他特別の事情がある場合で市が必要と認める場合は2回以降の支給を行う場合があります。

5 申請方法

必要書類、被保険者の認印を持参のうえ、介護保険課の窓口で申請してください。

※償還払については口座振込が原則となるため、振込先の口座情報が必要です。

6 必要書類

- 1 申請書（償還払または受領委任払）
- 2 特定福祉用具が必要な理由書（居宅サービス計画に当該申請に係る福祉用具が必要な理由が記載されている場合は、居宅サービス計画の写しでも可）
- 3 領収証
- 4 購入した福祉用具のパフレットその他購入した福祉用具の概要を記載したもの
- 5 登録事業者の作成した排泄予測支援機器確認調書
- 6 要介護者の膀胱機能が確認できる以下のいずれかの書類
 - ・介護認定審査における主治医の意見書
 - ・サービス担当者会議等における医師の所見
 - ・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ・個別に取得した医師の診断書等

※ 5及び6については、排泄予測支援機器の購入費の申請時のみ必要となります。
公金受取口座を利用して振込を希望される場合、別途添付書類が追加で必要となります。

【お問い合わせ先】

和歌山市介護保険課給付班 電話073-435-1190（直通）